

緊急地震速報！ そのときどうする？

緊急地震速報とは、地震発生後、大きな揺れが到達する前に、「もうすぐ大きな揺れが来る」と知らせる警報です。緊急地震速報が鳴ってから強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒しかありません！

**緊急地震速報
が鳴ったら**

**最優先で
身の安全を確保！**

机やテーブルの下に
隠れる



丈夫な机やテーブルの下(物が「落ちてこない・倒れてこない」場所)に隠れ、身の安全を確保する。机などの脚をしっかりとつかんで強い揺れに備える。

机やテーブルが近くにない場合

「その場にあるもの」で
頭を守る

枕やカバン、買い物かごなど、その場にあるもので頭を守り、何もないときは、上着で頭を覆うか、手で頭を守る。物が「落ちてこない・倒れてこない」場所に移動し、身をかがめる。

危険な場所から
離れる

ブロック塀、自動販売機、古い建物などのそばから離れる。ガラスや看板、瓦などの落下物に注意して、カバンなどで頭を守り、広いところへ移動する。

災害からあなたと家族を守る

**命の
パスポート**

シリーズ **170**

知っておこう！

**避難所は
こんなときに
開設します**

避難所は、地震発生時や、台風などによる土砂災害・浸水害の恐れがあるときに開設します。差し迫った災害から身を守るためだけでなく、被災者の生活場所、災害時の支援拠点(物資の配布など)としての役割を果たします。

●**震度5弱以上の地震発生時**

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、全小学校区で避難所を開設します。

●**風水害による避難情報発令時**

気象庁の発表を元に、市が地区を指定して避難情報(「高齢者等避難」「避難指示」など)を発令し、避難所を開設します。

※上記以外でも、被災状況などにより避難所を開設する場合があります。

★**避難所はお住まいの校区の小学校です**
(北小校区はメイプルホール、萱野北小校区は第二中学校)

**自転車に
乗る際は
全年齢で**

**ヘルメットを
着用しましょう**

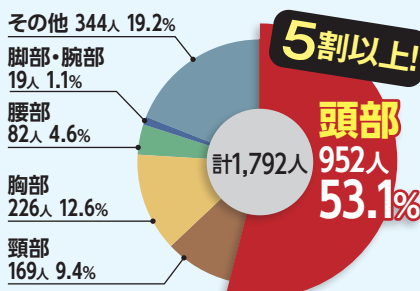
岡市民安全政策室 ☎724・6750 FAX 724・6376

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。警察庁の調べでは、令和6年までの5年間に発生した自転車の死亡事故のうち、頭部の損傷が致命傷になったかたは全体の5割以上にのぼります。

助かる命を守るためにも、自転車に乗る際のヘルメット着用を習慣化しましょう。

自転車乗車中の事故で死亡したかたの
致命傷となった部位

※警察庁調べ(令和2年～令和6年合計)。



お子さんが
自転車を運転
する場合や

お子さんを
同乗させる
場合も



お子さんの
命を守るために
ヘルメットを着用
させましょう！

これも絶対

**自転車の交通ルールを守る！
自転車保険に入る！**

自転車は道路交通法に定める“軽車両”です。「遮断踏切立入」「一時不停止」「携帯電話の使用」などの危険な運転は、刑事処罰の対象となり切符が切られます。事故にも直結するので、絶対にしないでください。自転車の交通ルールなどについて、詳しくは警察庁ホームページ(QRコード)をご覧ください。



また、府の条例では、自転車保険の加入が義務付けられています。事故によっては高額な賠償金を請求されるケースもあるので、必ず保険に加入し、補償内容を確認しておいてください。